

玄海町蜂等の駆除費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町民等が行う蜂等の駆除を支援し、その負担を軽減することにより、早期駆除を促進し、もって町民の安全確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「蜂等」とは、人に危害を及ぼす恐れのあるスズメバチ及びスズメバチの巣をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 町内において蜂等が営巣している土地若しくは建物の所有者、管理者又は賃借する個人であること。(国、地方公共団体及び事業所は除く。)
- (2) 自ら駆除する者若しくは駆除業者等に蜂等の駆除を依頼する者であること。
- (3) 町税の滞納がないこと。

2 補助金の対象となる費用は、5,000円以上であって、次の各号に定めるものとする。

- (1) 自ら駆除する場合にあつては、駆除剤の購入費用
- (2) 駆除業者等に依頼する場合にあつては、その駆除費用

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、駆除するのに要した費用の2分の1に相当する額とし、1万円を限度とする。ただし、その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、駆除に要した費用の領収書に記載された領収日から起算して30日以内に蜂等の駆除費補助金交付申請及び実績報告書(様式第1号)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請及び実績報告があつたときは、その内容を審査し、申請が適当であると認めたときは、交付決定(交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件)及び交付すべき補助金の額の確定を行うものとする。

2 町長は、前項に規定する交付決定及び額の確定を行ったときは、蜂等の駆

除費補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 補助金の交付決定及び額の確定を受けたものは、請求書（様式第3号）により請求するものとする。

2 町長は、前項の請求があった場合には速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定及び額の確定の取消し又は返還命令）

第8条 町長は、虚偽の申請、その他不正の行為により補助金の交付を受けた者に対し、補助金の交付決定及び額の確定を取消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。